

山梨県立北杜高等学校 いじめ防止基本方針

ーいじめ防止対策マニュアルー

山梨県立北杜高等学校

はじめに

第1章 いじめの問題に関する基本的な考え方

- 1 いじめとは
- 2 いじめの基本認識
- 3 いじめ防止の学校の体制
- 4 年間計画

第2章 いじめの未然防止

- 1 生徒や学級の様子を知る
- 2 「居場所づくり」「絆づくり」と「自己有用感」
- 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる
- 4 保護者や地域への働きかけ

第3章 早期発見

- 1 教職員のいじめに気づく力を高める
- 2 いじめの態様
- 3 いじめは見えにくい
- 4 早期発見の手だて
- 5 相談しやすい環境をつくる

第4章 早期対応

- 1 いじめ対応の基本的な流れ
- 2 いじめが起きた場合の組織的な対応（学校全体の取組）
- 3 いじめ発見時の緊急対応
- 4 いじめを発見した場合の対応

第5章 ネット上のいじめへの対応

- 1 ネット上のいじめとは
- 2 未然防止のために
- 3 早期発見・早期対応のために

第6章 重大事態発生時の対応

山梨県立北杜高等学校

いじめ防止基本方針

平成26年4月1日

【はじめに】

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。それが、いじめの問題の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月制定）に基づく「いじめ防止基本方針」では、いじめ問題への対策を社会総がかりで進めることが定められている。特に子どもたちが集団を形成し、その生活の大半を過ごす学校では、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

これら国及び法律の指針、県の基本方針等に基づいて、本校における「いじめ防止基本方針」を策定し、未然防止および早期対応等の指導に資するものとする。

第1章 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こりうることから、学校、家庭、地域が一体となつて、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

また、外部関係機関との連携を積極的に図る上で、所轄警察のスクールサポーターの活用、児童相談所との相談体制、スクールカウンセラーからの支援、助言等を広く柔軟に受け入れ、適切な対応に努める必要がある。いじめに限らず問題行動の軽視や抱え込みは問題解決に大きな後れをとる。特に初動の遅れや隠蔽などは新たに問題を増大、複雑化する要因となるため、相談・連絡報告体制の構築は一層、重要視される。

1 いじめとは

○いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

●具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴力強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめ防止の学校の体制

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な情報交換会（「いじめ対策委員会」）を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

具体的には全校生徒を対象に年間3回の生活実態アンケート調査（「いじめ実態調査」）を実施し、実態の把握に努めるとともに、情報交換会（「いじめ対策委員会」）を年間10回開催し、各クラス学年の実態や気になる生徒、不登校等の状況について連絡や報告を行う。また、スクールカウンセラーからの専門的な所見、アドバイスを参考に共通認識のもと、それらの課題に対して協議検討を図り、未然防止に努める。

(1) 情報交換会（「いじめ対策委員会」）

○構成員

教頭、（主幹教諭）、保健・相談係主任、生徒指導主事、保健主事、（スクールカウンセラー）、各学年主任、養護教諭、保健・相談係教諭 等。

※（ ）内は配置のある場合に置く。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。

○役割

- ①学校いじめ防止基本方針の策定 ②情報交換・共通理解の促進
- ③いじめの未然防止 ④教職員の資質向上のための校内研修企画
- ⑤年間計画の企画と実施 ⑥学校いじめ防止基本方針の見直し

※ 直近の「生活実態調査」の結果等を踏まえ、いじめ問題への対応について検証する。

※内容や事案に応じて職員会議等において全職員に報告、周知徹底し、対応の共通理解を図る。

(2) 「拡大いじめ対策委員会」

○構成員

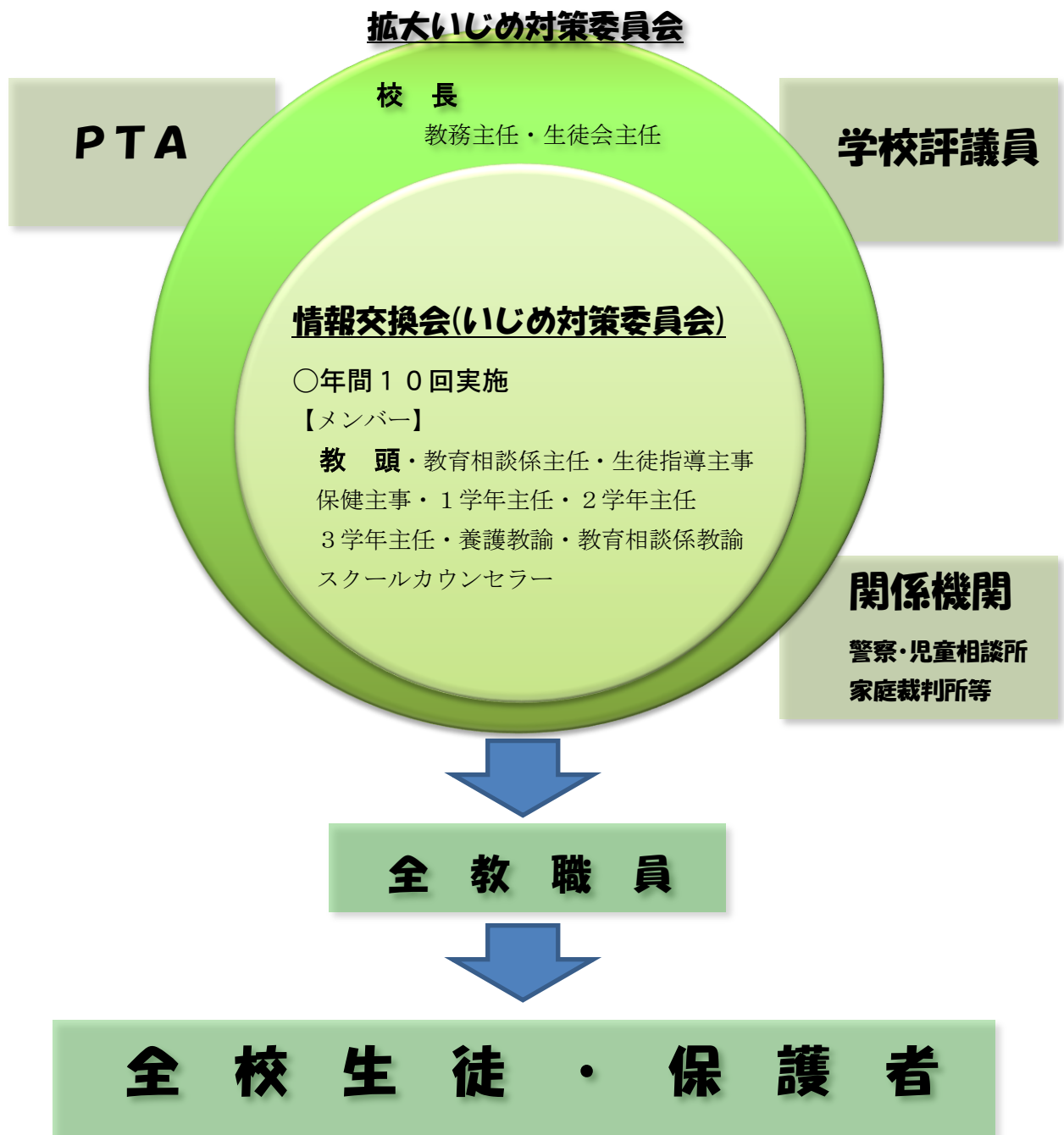
情報交換会（「いじめ対策委員会」）のメンバーに校長、教務主任、生徒会主任を加える。

○役割

- ① 重大ないじめ事案が発生した場合は、事案に応じて緊急に対応する。
- ② 「拡大いじめ対策委員会」は学校評議員会に併せて適宜開催するこ

とができる。学校評議員には「生活実態調査」の結果を踏まえ、いじめ問題を含め、生徒の生活実態全般に関わる対応について意見、助言を受ける。

いじめ防止のための学校体制



4 年間計画「いじめ防止指導計画」

○基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	事業計画
4月	・年間計画の確認、調査書・個人調査票の情報整理 ・教育相談窓口等、生徒保護者への周知 ・学年・HRづくり ・「学校いじめ防止基本方針」の周知（HP掲載） ・PTA総会での「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月	・第1回情報交換会（「いじめ対策委員会」：以下省略） ・QUテスト実施（2年）
6月	・第1回生活実態調査アンケート実施 ・第2回情報交換会 ・第1回学校評議員会
7月	・生徒指導教室（講演会等） ・第3回情報交換会 ・QUテスト実施（1年）
8月	
9月	・第4回情報交換会
10月	・第5回情報交換会
11月	・第2回生活実態調査アンケート実施 ・第6回情報交換会
12月	・第7回情報交換会
1月	・第8回情報交換会
2月	・第9回情報交換会 ・第3回生活実態調査アンケート実施 ・第3回学校評議員会
3月	・第10回情報交換会

※別途、各クラスのLHRの年間実施計画の中に「いじめ」に関する内容を必ず入れる。

※年間10回開催される情報交換会をいじめ対策委員会として位置づけ、各クラス学年の状況について連絡や報告を行う。また、スクールカウンセラーからの専門的な所見、アドバイスを参考に共通認識のもと、それらの課題に対して協議検討を図り、未然防止に努める。

第2章 いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をホームルーム担任はもちろん、すべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要がある。

1 生徒や学級の様子を知る

① 教職員の気づきが必要

生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが必要である。同じ目線で物事を考え、ともに笑い、涙し、生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で、生徒たちの些細な言動から個々のおかれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

② 実態把握の方法

生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒たちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引継ぎを行う必要がある。

2 「居場所づくり」、「絆づくり」と「自己有用感」

互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを進めるために、主体的な活動を通して、生徒たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

生徒たちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒たちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒たちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることとなり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力となる。

○「居場所づくり」とは

クラスや学年、学校を生徒の居場所になるようにしていくこと。さまざまな危険から生徒を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要である。そのためには授業改善、授業の見直しから始め「わかる授業」を行う必要がある。単に「居心地をよくしてあげる」ということではなく、「生徒が困らないようにする」ための場所づくりと考える。

○「絆づくり」と「自己有用感」とは

教師がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、生徒自らが主体的に取り組む活動の中で、お互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることである。生徒同士と一緒に活動することを通して自ら感じ取っていくものが「絆」であり「自己有用感」であるので、「絆づくり」を行うのはあくまでも生徒同士です。

全員の生徒の「絆づくり」を促すためには教師の働きかけが不可欠であり、組織的・計画的な働きかけが必要である。言い換えれば、学校行事やHR活動等ですべての生徒が活躍できる場面づくりを準備することである。

○「授業づくり」と「集団づくり」

「授業づくり」と「集団づくり」を見直していくことで、いたずらにトラブルが起こることも、それがいじめへとエスカレートすることもなくなっていく。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められるという実感を持った生徒なら、いじめの加害に向かうことはないはずである。

○いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題は、生徒に「規律」、「学力」、「自己有用感」を身に付けさせること。

○きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感を持った生徒を育成することが肝心である。

① 生徒たちの信頼に応える教師になる

生徒達は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒達の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

② 教職員の協力共同体制をつくる

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が不可欠である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒達と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③ 自己肯定感を高める、学習活動やHR活動, 学校行事・学年行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒達を成長させる。

また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、生徒達は大きく変化するものである。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

しなやかな心を育成し思いやりの心を育む道德教育や人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

① 道德教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道德教育が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。生徒達は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、「しなやかな心」を持ち、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。

② 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒達に理解させることが大切である。また、生徒達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

4 保護者や地域への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者対象の研修会の開催やH P、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

第3章 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめ対策教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高める

① 生徒の立場に立つ

生徒一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒達の言葉をきちんと受けとめ、生徒達の立場に立ち、生徒達を守るという姿勢が大切である。

② 生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒達に気づき、生徒達の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒達の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒達の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。具体的ないじめの態様と抵触する可能性のある刑罰等について以下のとおり示す。

いじめの態様	抵触する可能性のある刑罰
① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
② 仲間はずれ、集団による無視（刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要）	
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴力
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴力、傷害
⑤ 金品をたかられる	恐喝
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ...	強要、強制わいせつ
⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

3 いじめは見えにくい

●いじめは大人の見えないところで行われる

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。

《時間と場所》

②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一人のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。

《カモフラージュ》

●いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返し怖い、などといった心理が働くものである。

●ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

4 早期発見のための手だて

①日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒達の様子に目を配る。

「生徒達がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒達と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教

室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

② 観察のポイント

高校生の場合、学年の進行に伴いいじめの認知数が少なくなる。高校に入学した段階での人間関係がうまく構築できるように観察し支援する。中学時の様子も担任を中心に情報を収集し人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また気になる言動が見られた場合、適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

③ 日誌や日記等の活用

ホームルーム日誌の点検や、気になる生徒には必要に応じて日記を書かせたりすることで生徒の変化を見いだしたり、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取り信頼関係を構築する。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

④ 相談体制の充実

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒達が日頃から気軽に相談できる環境を充実させることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒および保護者を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備し気軽に相談できる雰囲気をつくる。

⑤ いじめ実態調査（アンケート調査等）の実施

いじめの実態実態（アンケート調査等）を必要に応じて随時実施することにする。学期途中に1回以上のアンケートを実施し実態を把握する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識が必要である。

5 相談しやすい環境をつくる

生徒達が、教職員や保護者に、いじめについて相談することは非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助けられたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することも考えられる。

①いじめられている本人からの訴えに対して

●心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

●事実関係や気持ちを傾聴する「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく生徒の立場に立って傾聴する。

②周りの生徒からの訴えに対して

●いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

●「よく言ってくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝えて安心感を与え、具体的に心身の安全を保証する。

③保護者からの訴えに対して

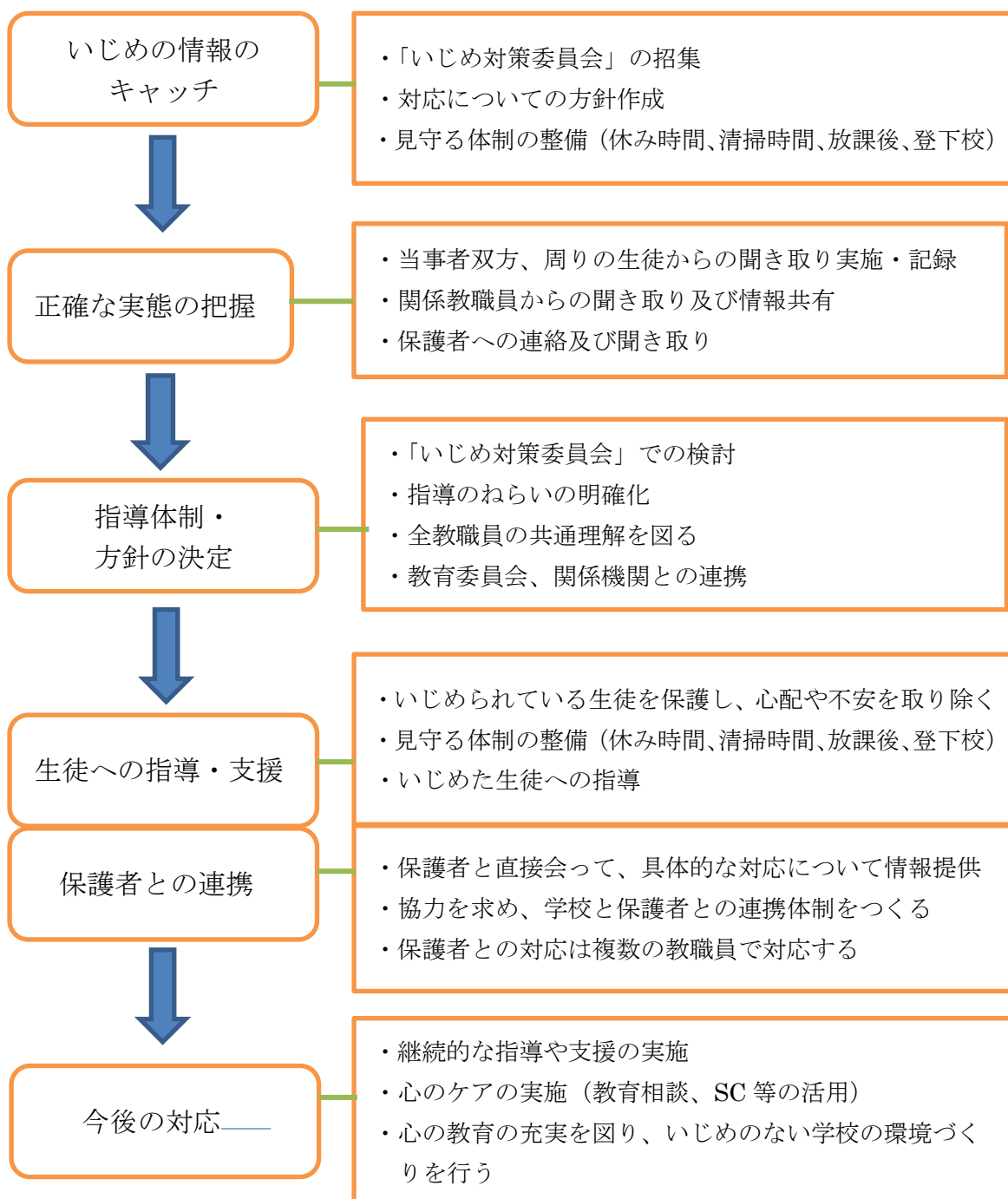
●保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておくことが大切である。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。

●生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

第4章 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが必要である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめが起きた場合の組織的な対応（学校全体の取組）

【基本的な姿勢】

いじめ問題については、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行之、慎重かつ丁寧な対応を心がけ、学校全体で組織的に対応する。

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたために、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも問題発生時には校長がいじめ対策委員会を中心とした緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

○いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。（ケースバイケース）

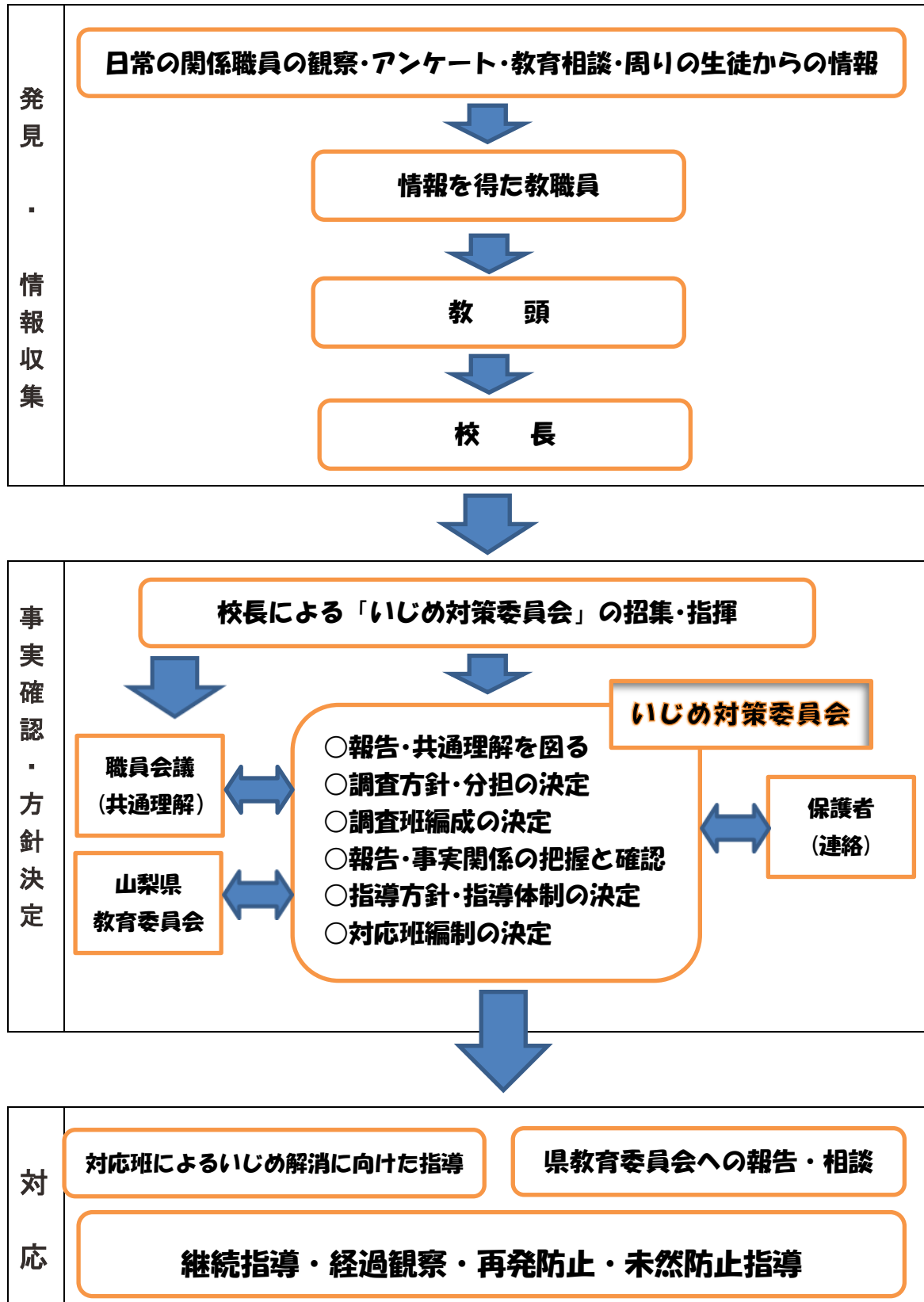
○いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切である。

○いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

○ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに十分に検討協議し、慎重に対応することが必要である。

いじめが起きた場合の初期対応

○発見・認知から対応までの流れ



3 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主事等に連絡し、管理職に報告する。報告を受けた管理職は必要に応じて「いじめ対策委員会」を招集する。

①いじめられた生徒・いじめを知らせてくれた生徒への対応

- いじめられていると相談に来た生徒やいじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要である。
- 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えてくれた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く見守る体制を整備する。

②事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情をいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・生指担当等）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で迅速に正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

○把握すべき情報例

- ◆ 誰が誰をいじめているのか？
- ◆ いつ、どこで起こったのか？
- ◆ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？
- ◆ いじめのきっかけは何か？
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか？
- ★ 生徒の個人情報の取り扱いに十分配慮すること

4 いじめを発見した場合の対応

① いじめられた生徒（保護者）の対応

【生徒に対して】

- 事実確認とともに、まず、つらく不安な生徒の心情を受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密は守ること」を伝え、心配や不安を取り除く。
- 必ず解決できると、希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけ、励まし、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者に対して】

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携をとりながら解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談してくれるよう伝える。

② いじめた生徒（保護者）への対応

【生徒に対して】

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向けて指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的な配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

③ 周りの生徒たちへの対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導の実施

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- 教育目標、日記、手紙などで積極的にに関わり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒の良さを見つけ、ほめたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに当たる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

第5章 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある、未然防止には、生徒たちのパソコンやスマートフォン等を管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。早期発見にはメールを見た時の表情の変化やスマートフォンの使い方の変化など、被害を受けている子供が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

パソコンやスマートフォンを利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。



➤ ネットの特殊性による危険

- 匿名性により、自分だとわからなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

2 未然防止のために

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携協力し、双方で指導を行う事が重要である。

① 保護者会等で伝える

【未然防止のために】

- 生徒たちのパソコンやスマホを第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく家庭において生徒たちを危険から守るためのルール作りを行う事、特にスマホを持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと
- 「ネット上のいじめ」は、他のさまざまないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

【早期発見のために】

- 家庭ではメールを見た時の表情の変化などトラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校に相談する

② 情報モラルの指導の際のポイント

- 発信した情報は、多くの人にすぐに拡散すること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定されること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと
- 書き込みの内容が悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること

3 早期発見・早期対応のために

① 関係機関との連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子供、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

② 書き込みがあった画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

書き込みや画像の削除の手順（一例）

問題となる誹謗中傷・画像など

ネット上のいじめの掲載を発見

または生徒・保護者からの相談

○書き込みの確認

- ・掲示板のアドレスを記録
- ・書き込みや画像をプリントアウト
- ・スマホのライン等の場合はデジカメ撮影

証拠の保存！

- 生徒・保護者に削除要
- 掲示板の管理者に削除依頼

○削除されない場合

○掲示板のフロバイダに
削除依頼

○削除されない場合

○警察に相談
法務局、地方法務局に相談

○削除確認

○被害生徒・保護者等への説明

第6章 重大事態発生時の対応

【重大事態とは】

- ① 「いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害（※1）が生じた疑いがあると認めるとき」
- ② 「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている（※2）疑いがあると認めるとき」
- ③ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとする。

※1 いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害」が生じた疑い、とは…

- 児童生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※2 いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」疑いの「相当の期間」とは…

- 年間30日を目安とする（不登校の定義をふまえて）

1 学校で重大事態が発生した場合

① 重大事態の発生

- ・学校長から教育委員会（高校教育課長）へ重大事態の発生を報告。

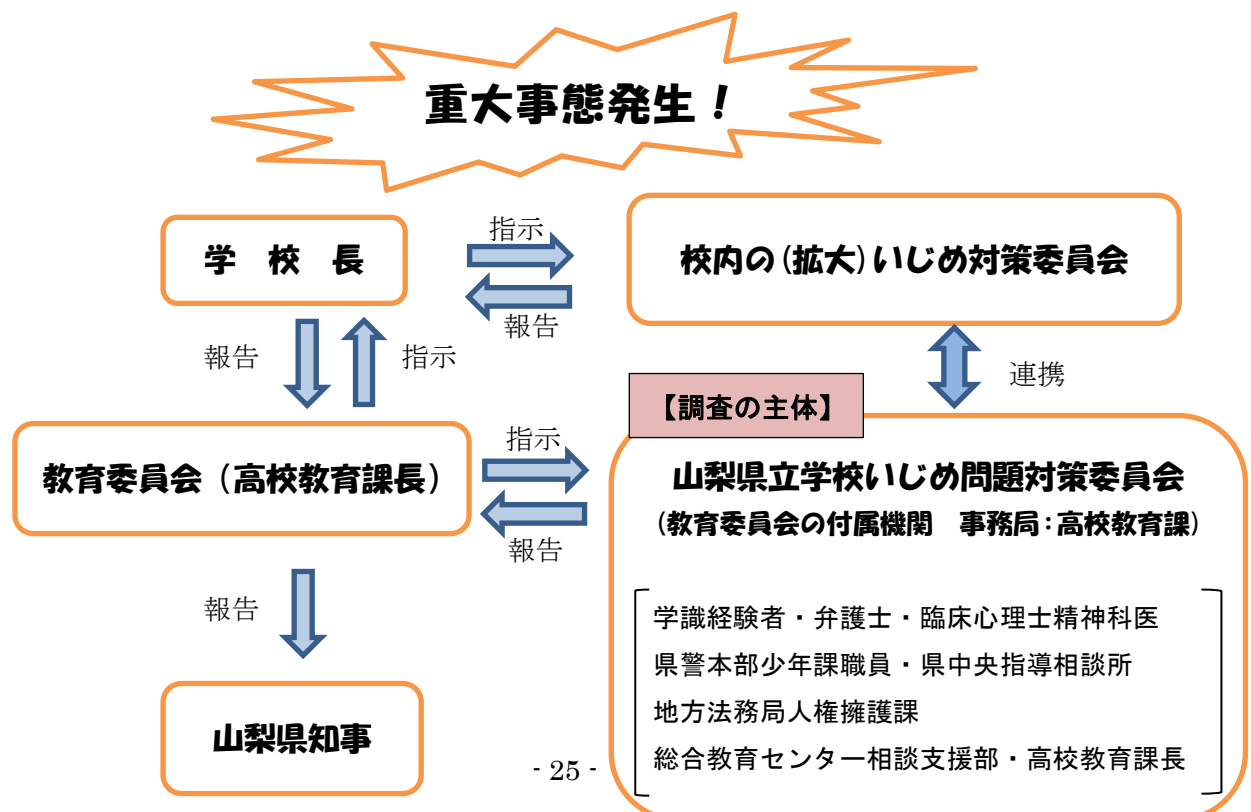
② 教育委員会が主体となって、重大事態の調査を行う。

- ・調査は「山梨県学校いじめ問題対策委員会」（教育委員会の附属機関）が主体となって、学校の「拡大いじめ対策委員会」（または「いじめ対策委員会」）と連携して行う。

③ 調査上の目的と配慮

- ・調査は、学校の教育活動に極力支障が生じないように進める。
- ・事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・「事実関係を明らかにする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ（いつ頃から）」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。
- ・因果関係の特定を急ぐべきでなく客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訴等への対応を直接の目的とするものではない。
- ・いじめられた生徒の情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を行う。
- ・調査による事実確認と同時に、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、いじめた生徒への指導や落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・重大事態の当該児童生徒の要望・意見等を純分に聴取し、迅速に当該保護者に当該調査について協議し、協力を求めてから調査を行う。
- ・調査に当たっては関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・重大事態に係る「アンケート調査」等の調査結果については、いじめられた生徒やその保護者に提供する場合があることを念頭において実施する。また、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明してから実施する。

【重大事態発生時の対応の流れ】



④ 調査の実施

- ・調査の主体は「山梨県学校いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という）
- ・学校は調査に際して、「対策委員会」から求めがあった場合、「報告」「文書」「その他の物件」の提出・提示を行う。
- ・「対策委員会」は、重大事態に係る「関係者」に対し、学校内及び学校外において、「質問票」を用いたり、直接面接等を行い質問したりする等その他必要な調査を行う事ができる。

⑤ 調査結果の報告（いじめられた生徒・その保護者、県教育委員会へ）

- ・調査によって明らかになった事実関係について、「対策委員会」は、県教育委員会に報告する。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、「対策委員会」は、情報を適切に（適時・適切な方法で経過報告する）、「いじめられた生徒及びその保護者」に対して提供する。

⑥ いじめられた生徒またはその保護者の所見

- ・いじめられた生徒またはその保護者が希望する場合には、「いじめられた生徒又はその保護者の所見」をまとめた文書を調査結果に添える。

附 則 この基本方針は、平成２６年４月１日から施行する。